

# 第1回湯梨浜町子ども・子育て会議議事録

日時：平成25年12月10日（火）16:00～18:00

場所：湯梨浜町役場第3会議室

## 【事務局】〈資料3〉の説明

この資料は、国の第1回子ども・子育て会議の基準検討会の資料です。〈P2〉ここが、国で子ども・子育て支援制度をなぜ作ろうとしたか記載されています。左の欄が現状と課題で、国では10個の項目で記載しています。急速な少子化の進行、結婚・出産・子育ての希望が叶わない状況、子ども・子育て支援が質・量ともに不足、子育ての孤独感と負担感の増加など、こういった状況をどう解決していくかということ国で議論しています。その方策として、ページの右側になります。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実、この三本柱で総合的な対策を行うということになります。

その手法として、〈P4〉この新制度の実施主体は基礎自治体—市町村となります。この市町村を、国と都道府県は市町村を重層的に支えるという形になります。市町村は、地域の方の保育サービスとのニーズに基づき、計画を策定・給付、事業を実施していきます。そのイメージとして、〈P6〉市町村はまず計画・策定にあたり、3歳未満児・3歳以上児、さらにその中で保育に欠ける子ども、保育サービスが必要な子ども、保育には欠けないが学校教育が必要な子ども、というそれぞれの区分に応じて、今後の保育サービスの需要の調査・把握を行います。その把握をした結果に基づき、市町村は平成27年からの5カ年の子ども・子育て支援事業計画を策定します。市町村は保育サービスの需要に合わせ、計画に明記した保育所の整備、地域子育て支援事業（延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育など）を計画的に整備・実施していくというものになります。

〈P4の2つ目の項目〉この制度における社会全体による費用負担ですが、今回の制度は消費税の引き上げが大前提となっています。平成27年10月の10%の引き上げが前提となっています。仮に引き上げが遅れると、施行の時期も27年の4月という予定が変更になる可能性があります。今回の消費税の引き上げの中で、国全体で7,000億、その他関係予算が3,000億あり、1兆円の予算を確保して、国全体でこの制度を支えるというものになっています。〈3つ目・4つ目の項目〉今まで保育所行政は厚生労働省、幼稚園だと文部科学省と、制度ごとに政府の体制が異なりましたが、今回の制度は内閣府が中心となり実施しています。現在、国では内閣府を中心に子ども・子育て会議を有識者・労働者などの代表者に入っていていただく会議で、制度の骨格を議論しています。基本的な骨格が来年3月末には示される予定になっていますが、それが示され、来年の夏に保護者の方が一番気になる保育料の算定のための公定価格が示され、全てが出揃った時に市町村は計画の具体的な中身が随時検討していけるということになります。その検討をするために、この度の会議は、法律上では努力義務になりますが、地方版の子ども・子育て会議を設置し、皆様からのご意見を頂き、より良い制度としていきたいという主旨で設置されたものであります。

具体的に子ども・子育て支援制度とはどういうものかということになってきますが、〈P5〉左側が子ども子育て支援給付になります。具体的に施設型給付が新しくでき、〈P16〉右下に「新たな制度」というところがありますが、今回の制度で大きく変わるところです。基本的には利用者の方は保育料を収めるのですが、通常例えばその方に保育にかかる経費が100万円だとして、実際の保育料の負担が10万円だとすると、法律上ですが90万円という金額を本人に渡して、100万円という経費をもって自由に保育所を選ぶという制度です。ただ、本人に直接お金を渡すのではなく、必ず施設の経費に使ってもらえるということで、市町村は施設に直接払う「法定代理受領」で、実際にはその経費は園に入

ります。これが法律上では現金給付という位置づけになりました。今後、施設型給付の利用単価は国で議論されていき、今後この経費は国が2分の1、県・町が4分の1ずつということになっています。〈P 5 2つ目の項目〉地域型保育給付について、定員19名未満の小規模保育は、現在の通常制度によると認可外保育です。よく「保育ママ」と言われる、自分の自宅等で保育をする家庭的保育には、今の制度だと国や市町村の公的給付というものはあたっていませんでした。今度の新制度では、この部分にも公的給付—財政支援があたるようになり、この制度の枠組みの中に入ることによって、保育の量の確保をはかるといえるものです。〈3つ目の項目〉現行でも児童手当の現金給付をしていますが、新制度の中では現金給付の中の一部と位置付けられることになりました。〈右側 地域子ども・子育て支援事業〉これは地域独自で出来る事業になります。〈P 24〉ここに掲げられている13事業が、法律で定められている事業になります。この法律で定められている13事業を各市町村が計画の中に記載し、実施していくことにより、国と県から3分の1ずつの財政支援が行われることとなります。財政的に安定した継続的な事業ができるよう、財源措置がされるようになりました。この中で、「利用者支援」という事業と、下から2番目の「実費徴収にかかる補足給付を行う事業」、最後の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が新制度の新たな事業で、それ以外の事業については児童福祉法等で今までもあった事業になります。新たな事業の利用者支援が、国の想定モデルが、横浜市がやっている、専門の職員を配置する「コンシェルジュ」です。その方が、保育所の空き状況や、場所・交通の便を考え、相談を受ける方に最適な保育所の場所や、その他保育サービスを斡旋するというをしています。これを想定し、新事業ができたようです。「実費徴収にかかる補足給付」というのが、保育サービス以外の延長保育や、湯梨浜町だと緊急時預かりなど、その他実費が必要なものですが、一部要件を定め、実費がかかる教材費にもあたりますが、一部財政支援をしようということになりました。「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」というのは、民間の方が参入出来るような取り組みをすれば、この事業に国と県の財政支援が充てられるということになります。実際に今申し上げた「それ以外の事業」については、現在湯梨浜町でも実施しています。今後、ニーズ調査などの結果に応じ、この事業をどのような形でやっていくか、中身の再検討をしていくこととなります。〈P 17〉この箇所がこの度の本制度の中で大きく変わったところです。通常、現時点では入園の申し込みを行い、空き状況を確認し、空きがあれば入園出来るということになりますが、入園決定には法律では保育に欠けるといふ理由が必要ですが、その基準が明確になっていませんでした。そこで今回の制度では「保育の必要性の認定申請」ということができました。3歳未満児で保育を必要とする方、3歳以上児で保育を必要とする方、保育を必要としない3歳以上の方、3つの区分にまず子どもの状況を分け、保育の必要性、どれだけの保育が必要か、現時点での国の議論では長時間部・短時間部に区分し、保育給付はその方の勤務時間により長時間部に該当するののか、短時間部に該当するののかということの認定をすることになります。現時点での議論では、「長時間」というものは11時間保育を想定して議論されているようです。これが一番大きな今回の制度のポイントとなります。

**【委員】** 実際それぞれの市町村が新制度に向けた準備をスタートしているという状況なので、そういう点ではより良く町としての方向を定めていくというこの場になるのですが、「より良い財源確保が出来た」という話がありましたが、実際に消費税増税8%も10月1日に首相が経済状況を勘案してということで表明されますが、実際非常に不安定なこの財源状況の中で、これがスタートしています。「より良い」というものなのか、社会保障そのものの在り方として、消費税頼みということになれば、より良いものを求めれば、消費税を上げることを自治体側から要望していく、少し逆立ちしたようなことが起こらざるを得ないと思います。私たちは基本的に10%という確実な想定のもとに1兆円—一部7,000億円を確保したところでの仮定としての話で進めているということなので、そういう点では非常に不安定な中でのものですが、何とかやっていかなければなりません。そういう意味では1つクッションを置く必要があると

思いました。来年10月から保育の必要量と必要性を認定する認定作業が全ての保護者に対して始まります。その点で、先ほど「長・短含めて3歳未満・以上、保育を必要とする・しない」という3区分の中のものにはなりますが、今11時間保育を想定されているということですが、実際には内閣府のほうでは6時間と8時間という想定のもとで話し合いが進んでいました。実際に11時間というのは一番長い長時間の想定であり、その点で今8時間という6時間で保育を刻むということについてはさまざまな保育関係団体も異論を挟んできたところで、その点では「最低でも8時間保育を保障する」という部分で私たちはきちんと声をあげていかなければならないと思うところです。結局、親の就労により保育時間が決められ、特に鳥取県内で非正規雇用の保護者が多い中で4時間の勤務や、午前・夕方などで保育に欠けるという環境を考えた時に、6時間で区切られてしまうということになると、保育の困り手になってしまったり、午前中だけの保育であったり、午後だけであったり、保育士確保の問題など、質も関連して0～年長児まで含めて子どもの集団生活を、一日の生活の中で保障していくということを考えた時には、説明の「11時間保育を想定している」というところに対して、それは違うという思いを持ちました。最終的にこの新制度について、児童福祉法二十四条一項が残されました。これについて、町の担当者としてどのように考えていますか。

【事務局】二十四条一項、「保育に欠ける」という言葉ではなくなるのですが、国のほうでも当然議論されますし、湯梨浜町としても「保育に欠ける」という認定のために、今まで保育所に入れた子どもが入れなくなるようなことはないように、認定の基準は条例で定めていくので、国から示される基準が大前提になりますが、町でもきちんと救えるよう検討していきたいと考えています。

【委員】国で救えるというよりも、保育の実施責任を、保育所保育については規定しているということですので、ぜひその部分をしっかりと私たちも考えていければと思っています。

【委員】1つ目は、保育の必要性がない子どもが長時間部に入りたいということで、その保育所と契約する時、その保育所は代理授与は1割・9割とか、今の制度でいうと介護保険法のような感じが少しします。2つ目は、国の基準を参考にして保育所のほうで調節するが、120人の定員に160人が来たときは、㎡数も限られていて無理な話なので、その場合はおのおの保育所の基準をつかって、そこから調整しても差し支えないという感じで書いてはいますが、そのようなところをこれからまた何か基準たるものが出てくるのでしょうか。おそらく施設もそこまではもっていないと思いますが。

【事務局】保育の認定から漏れた子どもについて、保育が必要ない子どもということになると、3歳以上であれば学校教育としての幼稚園には入れるということになります。短時間部には入れることになると思います。ただ、その方が保育所に入りたいということになると、制度の中では入れないということになります。「私は絶対に入りたい」と言われても、入れないことになります。

【事務局】基本的には国で示された基準があり、その基準により保育が必要と認められるか認められないかということになります。ただ、それぞれの市町村が運用で、入っている子どもがいきなり27年の4月から入れなくなるという状態にはしたくないという思いもあるので、それぞれの運用基準についてはしっかり議論をして、条例の中にきちんと盛り込んでいかなければならないとは思っています。今の時点で何でもかんでも救い上げるというわけではありませんが、町のラインを決めておいた上で、保育の必要性で振り分けていきます。最初から幼稚園を希望される方は、保育の必要性がないということで幼稚園のほうに申込をされれば良いような流れにはなると思います。はわいこども園のように、短時間部であれば保育の必要性がないということになってもいけます。

【事務局】2点目について、今後教育施設・保育施設の運用基準を条例で各市町村が定めるということになっていまして、これも骨格は国で定められるのですが、この運用基準が新制度の中で保育サービスが出来るかという基準、保育所の配置状況や面積など最低基準を定め、それに満たしているところがこの新制度で保育出来るということになるので、湯梨浜町の保育施設基準は条例の中で具体的な基準を定めていき

ます。その基準の中に合致している保育所の定数、随時受け入れられる上限が決まってきます。

**【事務局】** 定数の考え方は、それぞれに定数があり、定数を越えた、現在120人のところに140人となっている状況や、80人の定員が40人であったりと様々な状況がある。今度は保育所の定員も決めて条例化していきませんが、その時には湯梨浜町全体を見て、希望される方が入れるように受け皿をつくらなければなりません。そういうところを見ながら、地域性も配慮しながら定員を決めていくことになります。その時は現状や推移なども考えながら定員を定めていくことになります。特に羽合地域はどこもが溢れている状況ということも皆さんご存知だと思いますが、今、施設の基準は満たしているのですが、定員に対しては100%を越えた受け入れをしているため、まずそのような定員設定が良いのかどうか、その検討もしていかなければならないと思っています。

**【事務局】** <資料4の説明>

子ども・子育て支援法が昨年8月に施行され、この法律の第44条で「市町村は条例で設置することができる」と努力義務で規定されています。湯梨浜町では様々な方がご意見いただく場を設けたいということで、6月議会において「子ども・子育て会議条例」を制定させていただきました。この会議の所掌事務となるのが「子ども・子育て支援事業計画の策定変更に際して意見を述べていただくこと」、「認定こども園、保育所、幼稚園といった法律上の特定教育・保育施設の利用定数について意見を述べるということ」があります。具体的に、例えば120の定員を保育施設一建物の面積であったとしても、保育士の配置状況だと60人くらいしか配置できないようなものでしたら、計画の中で60名の保育サービスができる施設として認定をして計画を立てるということになります。例えば湯梨浜町が60名のところで80名くらいで見込めるのではないかと計画を立てた時に、「体制としては60名なのではないか」「もう少し受け入れられるのではないか」という意見を言うていただくことになります。<2-③>今後、この計画だけではなく、湯梨浜町の子ども・子育て支援施策で必要な事項等を調査・審議することができ、計画の中に任意事項として、計画の見直しの時期、評価・審議する時期などを定めることも出来るので、その定めた時期に基づき、委員の皆さんで調査・審議をしていただくことが出来るようになります。<資料の裏側>これは国の資料の中のQ&Aになりますが、この会議の役割として一番大事なのが、役場の思いだけで計画を作るのではなく、保育現場の方々や保護者の方々など、様々な観点からのご意見をいただき計画をつくることです。そして計画は作るだけでなく、継続的に点検・評価・見直しを行っていくことがこの会議の重要な役割となります。

**【副会長】** 今の説明の中で、「特定教育・保育施設の定員等への規定を考える」という部分と、「その他総合的な意見を求めたり、計画の必要性を吟味しなさい」という話ですが、これは例えば、今湯梨浜町の中でもある施設自体の問題なども当然我々としては、ここで意見をしたりだとか、例えば建て替えだとか拡充だとか、そういったものを求めることも当然検討の範囲には入っているというように理解したら良いでしょうか。定員数を変えるという話がありましたが、例えばそこを拡充して定数を上げなさいという言い方も当然範囲としては考えるべきだと思うのですが、そのあたりも守備範囲でしょうか。実現は考えているでしょうか。

**【事務局】** 定員数を変えるための建て替えや拡充についての意見は、守備範囲です。実現については、検討はしています。

**【委員】** 先ほど説明のあった「会議の役割」という部分での情報公開という部分で、どのように考えておられるでしょうか。最初の説明で「保健師など必要な人もこの場において、参考として意見をいただきながら」という現場の声をということでしたが、できるだけ会議を公開という形をとりながら、今後の皆さんのこの中での声として集約されるでしょうが、公聴会の開催や、会議の傍聴や議事録の公開など、できるだけ多くの町民の皆さんがこれからの保育、子育て支援計画に対して目に触れながら、私たちここでは3人しか入っていないので、その点でより多くの方々が策定作業中に参画できるようなご意見をいただけると

いう機会があればベストかなと思いました。

【事務局】計画1つについても、行政が出しますが、行政だけで決めるのではなく、皆さんに集まっていただき、この12名で意見をいただこうとしている立場ですので、あえてそれ以上またプラスで色々な人の意見を聞く立場というのは、議論の最中では今のところ想定はしていません。ただ、公開はもちろん当たり前前の時代ですので、議事録をホームページに随時アップしていく予定です。ただ、最終的な段階になったら、例えばパブリックコメントをとるとか、そういう形でまた外部の皆さんの素案等に対する意見を聞く機会は設けていかなければならないとは思っています。

【委員】そういう意味では、私たち委員もより多くの町民の方や色々な関係者の方の意見を集約する形でここに持ち出す環境をつくる責任もあると思います。もし、この場を傍聴したいという方がいれば、それは構わないでしょうか。

【事務局】傍聴となると、他の自治体の場合、傍聴規定や傍聴要件を決めてつくることになります。もしこの場での議論を公開ということになると、皆さんの意見が必要ということになれば事務局で傍聴規定をつくり、賛同いただければ議決となり、その場で公開となります。

【委員】介護保険計画なりエンゼルプランなり、色々なプランニングがおそらく27年度に来ると思います。その前段の、第何期になるか分かりませんが、この計画も一番のメインになるとは思っています。その点で、傍聴席を設ける必要性はあると思いますが、先ほど事務局が言われたように、議事録などオープンにしてどんどん町民に発信していくということもありますし、またパブリックコメントの最終案というか1つの節目節目でパブリックコメントをホームページなどで意見があるとか随時私たち以外で、町民の意見があればコメントいただくということで、そういったほうがかえって、限られたスパンの中で、おそらく26年度中に策定をしなければならないということで、最終的には議会の議決になるのでしょうか。

【事務局】議決を求めることまでは法律にありませんが、当然予算措置を伴うことですので、予算の議決の中で当然審議にはなるかと思えます。

【委員】私としては、そういったことであれば、いちいち傍聴席を設ける必要はないのではないかとこの気持ちです。

【会長】先ほど委員が言われましたが、皆さんどうでしょうか。

【委員】来たいという方がいれば、別に非公開という様子もないのではないかと思います。

【会長】ホームページに公開して、見ていただければ良いと思いますが、いかがでしょうか。そのような方向でよろしくをお願いします。

【事務局】＜資料5＞の説明

湯梨浜町の子ども・子育て支援事業計画策定のニーズ調査を行うのですが、こちらが現時点でのスケジュールになります。平成25年度は国から8月6日に計画・策定のためのニーズ調査票の案が提示されました。本日（12月10日）子ども・子育て会議を開催し、ニーズ調査も見ていただくこととなります。今後、12月中旬から1月上旬までに湯梨浜町内の未就学児童の保護者の方にアンケートを送付し、それを2月中に集計し、3月に県への事業計画のための保育料の量の見込みを報告することになっています。26年度は、国のほうで様々な基準が出てくるので、それに伴い具体的な支援計画の検討・策定を行います。その検討をもとに湯梨浜町のほうでは、放課後児童クラブというものがありますが、これは条例化する必要があり、地域型保育・小規模保育等の認可基準についても認可権限が町となりますので、条例化する必要があります。先ほど委員からあった「教育・保育施設の運営基準」というものが条例化されます。保育の必要性の認定基準についても条例化することとなります。保育料についても、夏頃に国から公定単価が提示される予定ですので、それをもとに湯梨浜町での保育料の見直しを検討することとなります。計画の策定のために、想定では月1回くらいのペースでこの会議の場をこととなるかと思っています。26年度の後半になり、支援計画の県への協議があり、後半には保育の必要性の

認定作業が入ってまいります。全ての認定作業等が終わり、27年度、消費税の引き上げが前提ですが、4月から新制度のスタートということになります。

**【事務局】 <資料6>の説明**

この資料をつくったのは、計画の策定のために湯梨浜町の基礎的な現状を説明できればということで作らせてもらいました。<(1)人口の推移>平成16年に湯梨浜町は合併しました。17年度には一度人口が増えていますが、その後減少の一途をたどっています。17年度のピークから24年度だと811名-4.6%の人口が減少となっています。<(2)就学前児童の推移>平成22年度に若干増えていますが、人口と同じように減少の一途をたどっています。<(3)出生数の推移>人口と同じように、17年度をピークとして、若干の減少傾向にあります。出生数と兼ねて、合計特殊出生率について、湯梨浜町では18年度に一度1.44に下がったが、その後は上昇傾向にあり、県内・全国に比べても高い状況にあります。<P3 15歳以上の就業人口の状況>これは国勢調査をもとに5ヶ年ごとになりますが、男女とも若干減少してはいますが、鳥取県の平均よりは高い率であるので、当然そうすると保育サービスに対する需要はあると言えるかと思われます。<2 湯梨浜町の保育・教育の現状>就学前の児童の状況なのですが、これは今年4月時点でのもので出しています。1歳時点で自宅以外の保育所に入所されていて、3歳になると保育所・幼稚園に入る人が95%と高い状況にあります。<P4 湯梨浜町の保育・教育施設について>(一番右の欄の入園数ですが、合計欄が800になっていますが600へ訂正をお願いします。)この資料の考え方は、旧泊村・東郷町・羽合町3地域ごとの入園率推移で、青い線が地域全体で定員に対しての入園者数-78.6ですが、羽合地域は22年頃からどんどん上がっており、4月1日時点で既に100%、逆に泊村だと定員に対して入所者数は40%と地域の差が出てきている状況です。<子ども・子育て支援制度の中での地域子ども・子育て支援13事業の中に入る事業>地域子ども・子育て支援センターは泊・東郷・羽合地域それぞれに拠点を設けており、4ヶ所で実施しており、24年度の実績だと平均で一日あたり16.5と、多くの方が利用いただいています。保育所に入っていない子どもの保護者同士、育児の不安などを相談できる場として、有効に利用されています。<(4)児童館>東郷地域に田畑児童館、羽合地域に浜児童館があります。<(5)ファミリーサポートセンター>子どもを預けたい方と預かりたい方が登録をし、お互いの条件が合えば、保育所への送迎などを行います。現在、提供会員・依頼会員合わせて合計225名の方が登録されています。<(6)放課後児童クラブ>授業終了後に遊び場や生活の場を提供するというので、泊小学校・東郷小学校・旧羽合西小学校に計5ヶ所あり、登録している方は325名と多くの方が利用いただいています。<P7 (7)特別保育事業(延長保育事業・緊急時預かり保育事業)>通常の保育時間を延長して保育を利用される方に対しての支援をさせていただいていますし、一時保育ということで保育所に入所されていない方でも一時的に預かれるようにサービスの提供を行っています。休日保育は、日曜日・祝日に家庭での保育が困難な方等に、中部の市町村で協定を結び、倉吉のババール園に委託し、預かっていただくことができるようにしています。子育て支援短期利用事業ということで、家庭で児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設と契約しており、一定期間その場で預かってもらうことが出来るようにしています。<(8)病児・病後児保育>病児がある程度病気の回復期になった時、一時的に預かっていただける事業です。中部の市町村でババール園に委託し、実施場所は厚生病院の中に「きらきら園」というものを設け、そこで預かっていただくことができるようになっています。病後児保育事業は、回復期にあるがまだ集団生活が困難な児童を、中部の市町村で野島病院に委託しており、「すくすく園」を開始しています。

**【委員】** 休日保育のババール園の人数を教えてください。また、ファミリーサポートセンターの「両方会員」というのは、依頼会員と提供会員のことを意味しているのでしょうか。よろしくお願いします。

**【事務局】** 休日保育ですが、昨年は、年間で二十数名の利用がありました。ファミリーサポートセンターについては、依頼会員と提供会員の両方になっている方は27名いるということになります。

【委員】 児童館の東郷・羽合の利用者数を教えてもらいたいです。

【事務局】 申し訳ありませんが手元に持ち合わせていないため、改めてご連絡します。

【委員】 これからニーズ調査に基づく事業計画を立てていくのですが、児童館は位置づけられておらず、新制度の中では補助金としての給付対象になっていません。田畑児童館・浜児童館の利用状況が多いということであれば、私たちがこの会議の中できちんと位置付けていくということをしなければ大変なことになるということで、次回でよいので利用状況を教えていただければと思います。

【事務局】 分かりました。

【委員】 今説明していただいた資料は、今後これをもって湯梨浜町の現状を語っていくということで考えてよいでしょうか。それとも補足説明がこれから随時出てくるのですか。

【事務局】 説明が漏れましたが、町は次世代育成法の中で次世代計画をつくっており、その計画は26年度までとなっていますので、今年度から来年度にかけて計画の総括をし、その結果等も踏まえて、今後追加資料が出てくることもあります。

【委員】 そのような形になるんですね。まだまだ読み込みづらい資料であったりとか、あるいは今後「未就学児童云々」という実数が出てきたりなどするとは思いますが、例えば今も数字の問題が出てきましたが、利用実績というのはとても大切で、委員も言われましたが「休日保育利用云々」に関して「二十数名」とありましたが、これはいつから始まった事業で二十数名となったのか。延べ人数なのか。それともこの一年間で二十数名“しか”利用していなかったのかということでも大分違ってくると思います。私たちは計画に意見を求められていると思うので、数値だけではないと思いますが、数値で物語れるものがあたりと思うので、計画を策定する際には、一方では実際の目で見た状況も大切だと思いますが、数値で判断できるような資料作りといいいますか、視覚的に訴えられるものを作っていただければと思います。

【事務局】 それは十分念頭にあります。現状は今の状況を見ていただくもので、計画を検討していく時にはそれぞれの休日保育の事業や、実際の利用状況や金額など、詳しいことは1つひとつ議論していくこととなりますが、その時には詳細な資料を出していくことを考えています。

【委員】 その資料の際には、保育所にも民間・公立があるが、出来れば正規・非正規の比率や、質確保という問題を含めて、それもお願いしたいと思います。

【事務局】 <資料7 子ども・子育て支援事業計画>の説明

今後委員の方に議論していただく計画なのですが、計画の骨格について説明させていただければと思います。<1 必須記載事項> (1) 教育・保育の提供区域の設定というものがあります。湯梨浜町全体で保育所の定員等を定めるのか、実際に保護者の方が移動されることを考えると、例えば今の小学校区域で泊・東郷・羽合区域を設定し、その中で保育の量・サービスを確保する体制とするのかということ、さらにきめ細かく特定の区域にするのか、ということ計画の中で記載することとなります。今後、5ヶ年計画の中で、各年度における幼児教育(学校)と保育所の利用見込みと、それを実施するための体制の確保、実施内容と実施時期を明記することが必要となります。記載例について、例えばA地域という所でニーズ調査の結果、平成27年度3歳以上で学校教育・保育に欠けない方が80名くらい利用される見込みとなった時に、幼稚園の定員が100名ということですから、利用希望される方80名で利用する体制は20名余裕があるということで、体制整備はできていると見ます。<2号>3歳以上で保育の必要のある方、利用の希望が120名あり、A保育所とB保育所の中で大体130名くらい受け入れられるとなった時に、10名の余裕がありますので、全ての方を受け入れられます。<3号>3歳未満児について、利用見込みが80名で、保育所のA・Bで受け入れ可能が70名だった場合、10名の方が利用できないということになるため、受け入れ体制としては不足している状態となります。そのために計画の中で、28年度には例えばB保育所の定数を110名に増やして10名分を確保し、入れなかった子どもの受け入れ体制を確保するという、年次ごとの整備の体制の計画を明記していく必要があります。<(3) 地域子ど

も・子育て支援事業の量の見込みと実施の事業体制の確保の内容およびその実施時期>法定の13事業のうち実施する事業とその開始時期を具体的に書く必要があるため、この13事業はどれを実施して、どの時期から開始するか、ということ具体的に明記することとなります。<(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び該当学校教育・保育の推進に対する体制の確保の内容>国の想定では、その園の中で保育に欠ける子・欠けない子、幼稚園・保育所の子どもが受けられるよう認定こども園の設置の普及を推進されているので、普及のために設置時期等を検討して、実施する場合は具体的に明記することとなります。<2 任意記載事項 ①計画の理念>ここの理念を書く場が、委員の方のご意見を書ける場であると思っています。<②産後・育児休業後の利用が出来るような体制づくり><③子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援を検討>県と一体的となって連携する事項も検討していくこととなります。<④労働者の職業生活と家庭生活の両立がはかれるための連携>これは県等だけでなく、労働基準監督省等との連携も模索しながら記載することとなろうと思います。計画の期間は法律で5年となっています。<⑦計画の事業達成の中で点検および評価>具体的には計画の見直し時期が定められていないため、他の計画と同じように中間年度での見直しが望ましいというのがありますが、この計画の中で委員の方のご意見を聞き、各年度で達成状況を検討してさらに見直しの時期を定めることが出来るようになっていきます。

計画のためのニーズ調査について、調査対象は0歳から5歳の未就学児童、11月1日で1,077名です。法律上では抽出調査も可能ということですが、幅広い方の意見を聞きたいということで、全員を対象と考えています。実際に現時点で妊娠されている方も、当然計画的には保育所の利用等があると思うので、現時点で母子手帳を交付している35名の方も加えようと考えています。調査期間は12月中旬から1月上旬までを考えており、配布・回収方法は町内保育所入園児の保護者の方には入園施設を通じて配布・回収、この対象者は11月1日時点の名簿上で679名です。町外保育施設に入っている方、現在利用していない方に関しては郵送での回収ということで、373名を見込んでいます。

**【委員】** この調査の、回収されたものに対する集計と分析については、委託で出される予定ですか。

**【事務局】** 町でする予定です。

**【委員】** 大変な作業になるので、職員の体制含め頑張ってくださいと、24時間いても大変なことだと思います。

**【委員】** ローリングする時期とか、よく年次計画で、5ヶ年計画は結構スパンが長いです。その時「27年度はこの事業についてはしますよ」「この事業については28年度にしますよ」など、大項目・中項目があると思いますが、その目途とする年期的な部分があれば、「ローリングはこの時期にしなければならない」というのが出来やすいのではないのでしょうか。例えば前倒して27年度に集中して出来るのか、もしくは28年度に主要な事業が3分の2くらいが仮に出来るのであれば、内容によって進捗状況なり達成状況なりというところで見るとローリングの時期は後半が良いのか、中盤が良いのか、前半が良いのかが分からないので、今の時点でローリングをいつごろしようかなんかということは言いづらいのかなと思います。また、今必ず決めなければならないということであれば、そこを見ながらされても良いのではないのでしょうか。それから、大事なニーズ調査だと思いますが、これは全国的に全部一律にされた分でしょうか。

**【事務局】** 基本的には全国で市町村計画を集約し、県計画を作ることになりますので、調査項目が異なれば県計画の保育の量などの集計が異なることになるので、基本的にはこの項目は基本項目となり、これ以外に各市町村により任意で加えるということになります。

**【委員】** P14のところで、未就学児童用・出産を控えている人用に重複するかもしれませんが、P14問2-4で「利用したいと思わない」という項目があったときに、例えば湯梨浜町で見たときにババール園や野島病院、厚生病院に、例えば現在の施設が遠いから等の使わない理由など。病児・病後児の場合、湯梨浜バージョンの、保護者の方から見た時の視点でいくと、もう少し加えられるのかどうでしょうか。

**【事務局】** ニーズ調査において四角囲いしているものは、必須項目の問であり、変えられないところになるので



すが、22-4ですと選択肢を若干変えることは可能です。今お話の利便性は少し入っていますし、もし何か加えたいことやご意見があればいただければと思います。

**【委員】**鳥取市は30項目以外で独自のアンケートの内容を精査されて、60項目近くあります。やはり国のままスライドさせて湯梨浜町の部分に当てはめるという形でしておられるので、集計も大変ですが、実際もう少し町としての独自性の内容の検討があっても良かったのではないのでしょうか。先ほど言われた13項目以外の問題で、基本的にはローリングして、例えば事業計画の中に障害児保育を、少し遅らせて半年後、そういうことになるかどうかは別としても、この新制度は1つの事業計画に対してローリング出来るというシステムではなく、きちんと計画段階に盛り込まないと助成金が降りてこないというシステムになっているので、それは今後、親の子ども・子育て会議のほうで最終的にどのようにしていくのかという感じですが、ローリング方式という形では、この5年のスパンとして見る事業で、最初に盛り込まなければ、それは補助金対象にならないということになってしまうので、そこは注意してしっかりと確認していただきたいながらしないと、せっかくこの時期に、ちょっとずらしてより充実した形での方法は出来ないという認識です。それからA地域の場合とか、どこを特定してとか、今後これから数字はきちんと出てくるでしょうけれども。

**【事務局】**まず区域を決めなければなりません、これはあくまでの例示です。

**【委員】**ニーズ調査についての説明は、もうされないのですか。されないのであれば、もう少し意見を述べさせてもらいたいのですが。ニーズ調査は皆さんにも事前に配られているので見ておられるのかなということでしたが、国の示してきた調査票をそのままスライドさせているところだったので、先ほど委員から話があったように、もう少し町としての独自のものを気にしていただくものがあつたら良かったと思いました。もう一つ、未就学児童用P10問16の中に「すべての方に伺います」ということで「当てはまる番号すべてに○をしてください」「この事業の利用については一定の利用者負担が発生しています。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています」これは事実ですが、「事業の利用には一定の利用者負担が発生する」という文言がどちらにも書いてある場合に、私はこれを書き込むことによって回答者に利用を抑制させる心理を生むことにならないのかと非常に危惧をしました。例えば大都会と違うため、湯梨浜町は小さいエリアであっても、例えばその結果によって、ニーズが過少になったり、それをもとにした提供体制の確保が需要と供給のミスマッチとなって、利用したいのに利用出来ない因には繋がらないのでしょうか。やはりこの「利用者負担の発生」という部分については慎重な取扱いや、保護者の方の意見も聞かせていただければと思いますが、初めて利用される方にしても、認可保育所の場合、世帯収入に応じた保育料がいるということは当然のことですのでここは良いのですが、その前の一文はこの調査の段階で必要なかということ疑問に思いました。全国的にはこのニーズ調査の中で利用料設定というものも利用者負担の発生という点で、やはり一定のコメントが数々聞かれているということがあるので、単なる利用料を含めてそのニーズを調査するわけであるので、その部分を慎重に考えていかないとどうだろうということを、他の自治体の例も含めて感じました。内閣府が示したものをそのまま使っているから、そのままの文章になっているのでしょうかけれども。

**【委員】**過去に学童保育とか、幼稚園に入ったら「延長保育しますか。しませんか。」という時に、「とりあえず○しておこう」と○されると、行政側の少ない税金の中で、子どもたちのために真剣に考えてそれに対策しますが、ふたを開ければ、ただ○しただけだったということもあるので、アンケートというのはあくまでもこれからの子どもたちに関わることなので、なぜ認可保育のほうは利用料金は設定されていますと書くことが認められて、「この事業には利用者負担が発生します」と書くことが認められないのか。そのところも、アンケートする側にとって、何も知らないお母さんなら自分の家庭のお金がないところの中で、子どもにとってどれが一番良いかということを考えることが出来ると思います。そういうことも必要なことだと、意見として私のほうも言わせていただきます。

【委員】私的には「なお」の以降を削除しても良いのではないかと思います。

【会長】大急ぎでやらせてもらいましたが、もし何か意見があれば直接言っていただくように。今日はこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】これは今日決めないと、12月中旬からの実施になるので、その部分を皆さんのご意見をいただき検討しなければ。

【副会長】お二人の意見に関して十分理解出来るところではありますが、他県あるいは他市町村とのデータを比較・検討していくということになっていくと、ここ一町村でこの文言を入れる・入れないにおいてデータの信用・妥当性・集約性が変わってくるので、ここはこれで他の自治体もされているという前提として進めていくべきではないかという理解をしています。データを全県下で見えていく必要がある中でとっていくということであるので、純粋なニーズ調査という形であれば取るのも一つかなと思うが、目的がそこではないというところもあると思うので、付ける必要も元々無かったかもしれないが、ここはあえて付けて、他と比較するべきではないかと思います。

【委員】今まで4市4町の担当課、自治体の関係者の方と11月21日から懇談を私どもの保育団体の関係で、ニーズ調査票もいただいた。検討する中で、それぞれの自治体ごとの内容に準じて、こういうものを書いていないところ、そのとおりにやっておられるところはそのままでしたが、この部分は他の自治体というよりも、私たちの町として今後ニーズ調査という部分を考えたときに、やはりこの部分を非常に慎重になるべきだと感じたところだったのですが。

【副会長】ちなみに、お調べになった4市4町の実態はどうだったんですか。

【委員】まだ策定計画中のところもありましたし、これについて数的にはまだ出していませんが、一応これを明記していないところもあり、それぞれです。

【委員】皆さん個別の意見を聞くよりは、本当に必要性がある湯梨浜町独自の分はこれ以外でも基本的なニーズ把握というのは各保育所を通しながら、保護者会等を通して聞けるわけですので、そんなにいっぱい出来ないと思うのですが、また検討をしながら保育所・保護者会等とも協力してもらい、これは今日の時点では変更せずといったほうが良いのではないのでしょうか。

【会長】全国との比較ということもありますので、これでやっていただくということをお願いをしたいと思いません。次回は時間をとれるような会にさせていただくということで、それでは以上で第1回の会議を終わります。ありがとうございました。